

四肢のリンパ浮腫治療用

弾性着衣などの療養費支給のご案内

支給要件

【支給対象者】

以下のいずれかの方が、医師の指導のもと弾性着衣を購入した場合。

- リンパ節切除^{※1}を伴うがんの手術を受けた後、四肢にリンパ浮腫を発症した方
- 四肢に原発性のリンパ浮腫を発症した方

【支給回数】

年2回までです。2回目の申請は1回目から6ヶ月以上経過^{※2}している必要があります。

【支給枚数】

1回の支給で、1部位ごとに2着までと決められています。

(注)申請窓口や自己負担の割当などは、所属されている保険者の事務所までお問い合わせください。

支給上限額

下記の金額を上限に、購入額から自己負担額を引いた金額が給付されます。

弾性ストッキング ^{※5 ※6}	28,000円 片脚用 25,000円
弾性スリーブ ^{※5}	16,000円
弾性グローブ ^{※5}	15,000円
弾性包帯 ^{※7}	上肢 7,000円 下肢 14,000円

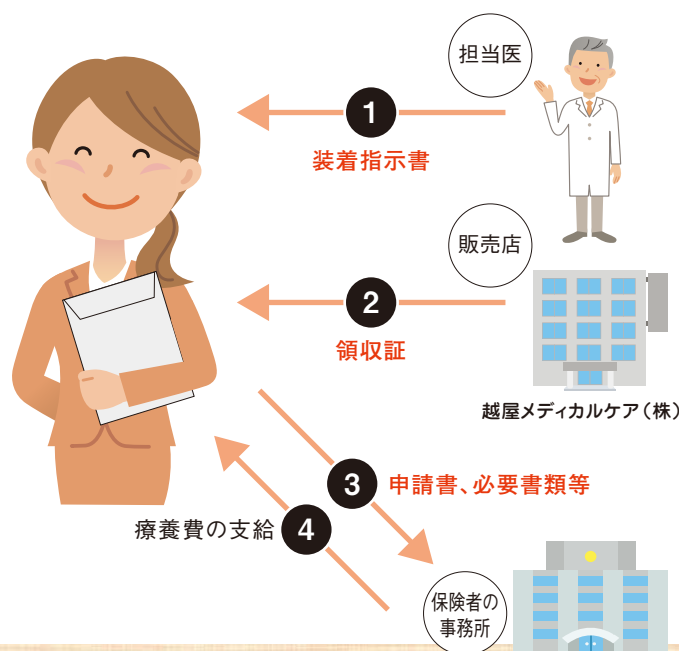
- ※1 鼠径部(そけいぶ)、骨盤部、腋窩部(えきかぶ)における。
- ※2 起算方法は保険者によって異なる場合がありますので、各自で保険者の事務所へ確認されることをお勧めします(起算日は領収書や装着指示書の日付など)。
- ※3 金額のほか、何をいくつ購入したかなど記載が必要な場合があります。
- ※4 全額を一旦ご自分でお支払いください。
- ※5 圧迫力が30mmHg以上であることが条件ですが、装着指示書の特記事項に理由が記入されていれば20mmHgでも構いません。
- ※6 パンティストッキングタイプについては、両下肢で1着のため2着までとなります。
- ※7 医師の判断により、弾性ストッキング・弾性スリーブ・弾性グローブを使用できないとの指示がある場合に限りです。

申請に必要な書類等

- 弾性着衣等装着指示書(担当医が用意)
- 弾性着衣等を購入した際の領収証^{※3}(原本)
- 健康保険証、印鑑、振込口座がわかるもの
- 療養費支給申請書(申請窓口などに設置)

申請から支給までの流れ

- ①担当医に「弾性着衣等装着指示書」を書いてもらいます(原則無料)。
- ②「弾性着衣等装着指示書」に基づいて商品を購入し^{※4}、「領収証」を発行してもらいます。
- ③保険者の事務所で申請します。
国民健康保険の方：役所
お勤めの方：協会けんぽ(電子申請可、裏面参照)、健康保険組合 など
「療養費支給申請書」に記入して、必要書類等と一緒に提出します。
- ④審査終了後、約2~6ヶ月後ご指定の口座に振り込まれます。



詳しくは所属されている保険者の事務所(役所の保険年金課や協会けんぽなど)にお問い合わせください。

健康保険別の申請窓口一覧と自己負担額 (2021年1月現在)

※自己負担には限度額があります。
 ※自己負担割合が変わる場合などがございますので、詳細は申請窓口にお問い合わせください。


健康保険の名称	申請窓口	内容	自己負担割合(通院・入院共通)
政府管掌健康保険	全国健康保険協会	一般に「社会保険」と呼ばれます。小規模の会社・工場などに勤める人を対象とした保険です。取扱窓口は各地の健康保険協会が行います。	本人・家族 30% 3歳未満 20% 70歳以上 20～30%
船員保険	全国健康保険協会	船に乗っている人を対象とした保険です。乗船中と陸上で取り扱いが異なります。	
日雇健康保険	全国健康保険協会	日々雇用される方を対象とした健康保険です。	
共済組合	各共済組合	国や地方自治体・学校・警察に勤務している方が対象です。	
組管掌健康保険	各健康保険組合	従業員500人以上の職場が対象となり、独自の組合を作ります。JR・NTT・日本たばこ産業のこれまで共済組合だった3者も組合健保に変わりました。また大都市の市役所職員も、共済組合ではなく組合健康保険の場合があります。	本人・家族 30% 未就学児 20% 70歳以上 20～30%
自衛官	自衛隊	自衛官(制服組が対象で、事務等で勤務する方は共済組合員)。「家族」はありません。	本人・家族 30% 3歳未満 20% 70歳以上 20～30%
国民健康保険	各市町村	原則、勤務していない人が対象です。負担割合は市町村の財政事情によって異なります。	本人・家族 30% 未就学児 20% 70～74歳 20～30%
国民健康保険組合	各保険組合	医者・薬剤師・税理士等の同じ職業を持つ方が集まって健康保険組合を作る場合。	本人・家族 30% 未就学児 20% 70歳以上 20～30%
退職者健康保険(任意継続)	各市町村	退職した元勤務者かつ被用者年金の受給権者で、年金加入期間が20年以上または40歳以降に10年以上加入している方などが対象です。	
後期高齢者保険	各市町村	75歳以上の方(一部65歳以上の方)が対象です。	75歳以上 10% 高額所得者 30%


種類	ケース	結果	備考
全くの無保険状態	どの健康保険にも加入していない場合(外国人を含む)	全額自己負担になります。	1点単価の制限無し。
交通事故等の第三者行為	費用は通常加害者側が負担	自動車賠償責任保険等	限度額があります。
労働者災害補償保険法	工作中に仕事の原因で負傷した場合	労働基準監督署にお尋ねください。	一部の健康保険と扱いが異なります。
公務員災害補償法	公務員のための労災補償的な性質	所属官庁にお尋ねください。	
生活保護(医療扶助)を受けている場合	ほかに医療の給付を受ける方法がない場合	福祉事務所	主に市役所・区役所・役場内にあります。

協会けんぽ 加入者の方へ

**療養費支給の申請手続きを
オンラインで行えるようになりました。**

ウェブサイトやスマホアプリ(けんぽアプリ)からカンタンに申請できます。くわしくは協会けんぽウェブサイトの「[電子申請サービスについて](#)」をご覧ください。



協会けんぽ 電子申請
検索


QRコードからもアクセスできます